

## 寝屋川市みんなのまち基本条例の一部改正（素案）の概要

### 1 一部改正の趣旨

「寝屋川市みんなのまち基本条例」（以下、「条例」といいます。）は、市民参画・協働のまちづくりを推進するため、寝屋川市における自治の基本理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など「自治の基本ルール」を定めためたものです。

条例の第 27 条で、「市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い」と規定しており、平成 29 年度は条例施行後 10 年目（平成 24 年度の検証から 5 年目）となることから、庁内の会議による検証の後、学識経験者、公募市民、市議会議員、市職員で構成した「寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会」において、条例が社会情勢に適合しているか等の視点で検証を行いました。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会からの提言を踏まえ、条例の一部改正を提案するものです。

### 2 改正の内容

#### (1) 前文に関する規定の変更（前文関係）

##### 《改正理由》

本市の人口は、平成 7 年をピークに、国や大阪府に先行して人口減少の局面に入ってから、約 20 年もの年月が経過しています。国により地方創生が推進される中、本市においても「人口ビジョン」を策定しており、本格的な少子高齢化を迎えている現状をより正確に反映した表現とし、また、歴史的事実である過去に関する内容と現在の状況に関する内容を切り分け、前文第 3 段落目を変更します。



#### 【前文第 3 段落目】

「急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど」を「そのような中、人口減少・少子高齢化が進行するなど」に改めます。

(2) 定義に関する規定の変更（第2条関係）

≪改正理由≫

本条例の検証に当たり、条文中の表現、文言の用法等について確認し、文言の整理として、第2条第4号及び第7号を変更します。



【第2条第4号】

まちづくりの定義における「取組み」を「取組」に改めます。

【第2条第7号】

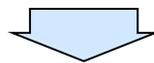
協働の定義における「その他」を「その他の」に、「さまざまな」を「様々な」に改めます。

(3) 安全・安心の向上に関する規定の変更（第6条関係）

≪改正理由≫

安全・安心に関する事項は、市民の市への愛着や誇りの醸成を図る上で根底を成すものであり、本市においては、自治会への防犯カメラの設置補助、深夜防犯パトロールの実施など、防犯に関する新規事業を進めてきたところです。現行の条文では、防犯という語句が明記されておらず、防犯の重要性を改めて示すため、「犯罪」「防犯力」の語句を条文の規定に追加します。

また、条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、第2項の文末の文言を変更します。



【第6条第1項】

「自然災害」の後に「、犯罪」を追加します。

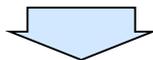
【第6条第2項】

「自然災害」の後に「、犯罪」を、「防災力」の後に「、防犯力」を追加し、文末の「取り組むものとする」を「取り組まなければならない」に改めます。

(4) 透明性の確保等に関する規定の変更（第7条関係）

≪改正理由≫

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、第1項から第3項の文末の文言を変更します。



【第7条第1項】

「確保するものとする」を「確保しなければならない」に改めます。

【第7条第2項】

「応答するものとする」を「応答しなければならない」に改めます。

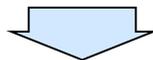
【第7条第3項】

「説明するものとする」を「説明しなければならない」に改めます。

(5) 情報公開に関する規定の変更（第8条関係）

≪改正理由≫

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、文末の文言を変更します。



【第8条】

「推進するものとする」を「推進しなければならない」に改めます。

(6) 個人情報の保護に関する規定の変更（第9条関係）

≪改正理由≫

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、文末の文言を変更します。



【第9条】

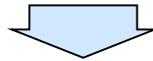
「取り扱うものとする」を「取り扱わなければならない」に改めます。

(7) 議会の役割に関する規定の変更（第 13 条関係）

《改正理由》

現行の条文では、市が行う全ての施策について議会が決定するように受け取られる可能性があるため、「施策の決定に関わり」とし、また本条項は議会の役割について規定するものであり、文末を第 2 項と同様の表現として整合を図るよう、条文の文言を整理し、変更します。

なお、改正に当たっては、議会での検証結果を踏まえ、規定を変更します。



【第 13 条第 1 項】

「決定」の後ろに「に関わり」を追加し、「行うものとする」を「行う」に改めます。

(8) 議会の責務に関する規定の変更（第 14 条関係）

《改正理由》

本条項は議会の責務について規定するものであり、努力義務規定よりも義務規定とするのが望ましいため、文末の文言を変更します。

なお、改正に当たっては、議会での検証結果を踏まえ、規定を変更します。



【第 14 条第 1 項】

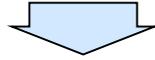
「果たすよう努めるものとする」を「果たすものとする」に改めます。

(9) 市議会議員の役割及び責務に関する規定の変更（第 15 条関係）

《改正理由》

本条項は市議会議員の役割及び責務について規定するものであり、努力義務規定よりも義務規定とするのが望ましいため、文末の文言を変更します。

なお、改正に当たっては、議会での検証結果を踏まえ、規定を変更します。



【第 15 条】

「の遂行に努めるものとする」を「を遂行するものとする」に改めます。

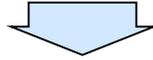
(10) 行政運営に関する規定の変更（第 19 条関係）

〈改正理由〉

本条項の見出しについて、本条項では市政運営に関する事項を規定していることから、条文の内容がより分かりやすい見出しとするため、「(行政運営)」を「(市政運営)」に改めます。

また、条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、文末の文言を変更します。

これまで、総合計画については、地方自治法第 2 条第 4 項において、市町村に対し、総合計画の基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務付けられていましたが、平成 23 年 5 月 2 日に、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなりました。第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の審議を行った総合計画審議会からは、平成 28 年 2 月の最終答申の中で、今後の総合計画の在り方について、「任意の策定については、今後、社会情勢の変化、市長任期との整合性など、幅広い観点から検討されたい」との御意見がありました。総合計画は、市における総合的かつ計画的な行政運営の指針であり、自治経営における最上位計画であることから、法的な策定義務がなくなっても策定する必要があり、また、総合計画の策定に当たっては、基本構想について、市民の代表である市議会の議決を経ることで、市民の総意により策定されたものとするのが重要であると考え、本条項に記載のある総合計画の位置付けを明確にするため、本条項に第 2 項として基本構想の策定に関する内容を追加します。



【第 19 条見出し】

「(行政運営)」を「(市政運営)」に改めます。

【第 19 条】

「当てるものとする」を「当たらなければならない」に改めます。

【第 19 条第 2 項として追加】

第 2 項として下記の内容を追加します。

2 前項の総合計画においては、議会の議決を経て、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想を定めるものとする。

(11) 財政運営に関する規定の変更（第 20 条関係）

≪改正理由≫

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、第 1 項及び第 2 項の文末の文言を変更します。



【第 20 条第 1 項】

「取り組むものとする」を「取り組まなければならない」に改めます。

【第 20 条第 2 項】

「公表するものとする」を「公表しなければならない」に改めます。

(12) 行政評価に関する規定の変更（第 21 条関係）

≪改正理由≫

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、文末の文言を変更します。



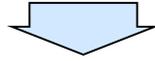
【第 21 条】

「公表するものとする」を「公表しなければならない」に改めます。

(13) 行政手続に関する規定の変更（第 22 条関係）

《改正理由》

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、文末の文言を変更します。



**【第 22 条】**

「努めるものとする」を「努めなければならない」に改めます。

(14) 法令遵守に関する規定の変更（第 23 条関係）

《改正理由》

条例で定めるなど、具体的な手続や事業につながる条項については、文末を強い義務付けとし、文末の文言を変更します。



**【第 23 条】**

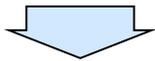
「当たるものとする」を「当たらなければならない」に改めます。

(15) この条例の位置付けに関する規定の変更（第 25 条関係）

《改正理由》

この条例の位置付けに関する第 1 項の規定について、本条例の位置付けがより分かりやすい表現となるよう文章を整理し、変更します。

また、本条例が本市における自治の基本的な理念及び原則であることをより強く表現するため、第 2 項の文末の文言を変更します。



【第 25 条第 1 項】

「市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。」を「この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定める規範であって、市民、議会及び行政は、この条例に規定する事項を誠実に遵守しなければならない。」に改めます。

【第 25 条第 2 項】

「尊重するものとする」を「尊重しなければならない」に改めます。

(16) 条例の検証に関する規定の変更（第 27 条関係）

〈改正理由〉

条例の検証について、本条例における協働の考え方を踏まえ検証する必要があること、また、本条項の主語が「市長」であることを踏まえ、条文の文言を整理し、変更します。



【第 27 条】

「5年を超えない期間ごとに」の後ろに「、この条例の趣旨にのっとり」を追加し、「改正等」を「所要」に改めます。

3 施行予定日

平成 30 年 4 月 1 日